

滝沢市子ども・子育て会議運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、滝沢市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（会議の公開）

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1）個人に関する情報をはじめ、特定の個人を識別し得る内容について審議する場合
- （2）会議を公開することにより、公正かつ中立な審議に支障を及ぼす恐れがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合

2 会議の会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録）

第3条 会議における議事は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- （1）会議の開催日時及び開催場所
- （2）出席した委員の氏名
- （3）議事の経過及び概要
- （4）その他必要な事項

2 前項の議事録には、会長が指名した2名の委員が署名するものとする。

3 議事録及び配付資料は、公開とする。ただし、会長は、公開することにより公正かつ中立な審議に支障を及ぼす恐れがあると認める場合、その他正当な理由があると認める場合には、議事録及び配付資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（庶務）

第4条 会議の庶務は、滝沢市健康福祉部児童福祉課において処理する。

（委任）

第5条 この要領に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成26年2月 日から施行する。